

岩手県政 150 周年記念パレード基本計画策定業務

業務仕様書

令和8年4月

岩手県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「岩手県政 150 周年記念パレード基本計画策定業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の目的

本業務は、岩手県政 150 周年という節目を県内外に広く発信し、県民の郷土愛の醸成及び交流人口の拡大を図ることを目的として実施する記念パレードについて、円滑かつ効果的な実施に資する基本計画を策定するものである。

パレードの運営体制、交通輸送計画、警備計画を整理し、実施業務委託の基礎資料とすることを目的とする。

2 本業務の概要

(1) 業務の名称

岩手県政 150 周年記念パレード基本計画策定業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 6 月 30 日まで

(3) 委託上限額

2,353 千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 本業務の仕様に関する事項

(1) 県政 150 周年記念パレード及びブルーインパルス展示飛行等の概要

ア 開催日時、場所（想定）

(ア) パレード：令和 8 年 11 月 8 日（日）11：00 から 12：30 頃まで
（スタートセレモニー 10：45 から 11：00 頃）

(イ) 展示飛行： 同上 12：45 から 13：00 頃まで

(ウ) 展示イベント 同上 10：00 から 15：30 頃まで
企業等の出展イベント（5 出展程度）

イ 場所

(ア) パレード：陸前高田市シンボルロード/市道曲松中和野線（約 1 km）

※ 別添パレードルート予定図参照

※ 9：00 から 13：30 頃まで車両封鎖予定

(イ) 展示飛行：高田松原運動公園上空

(ウ) 展示イベント：奇跡の 1 本松ホール前、アパッセたかた

(2) 業務の内容

受託者は、発注者と十分な協議を行いながら、以下の項目を取りまとめた基本計画書の作成を行うこと。

ア 企画趣旨・コンセプトの整理

岩手県政 150 周年の意義や県の施策方針を踏まえたパレード全体の基本コンセプトの設定

イ パレード基本構成案の策定

- 想定ルート、実施エリア、実施時間帯の整理
- ウ 運営・実施体制の検討
 - 実施時の運営体制（指揮系統、役割分担）の整理
- エ 観覧環境・会場計画の方針
 - (ア) 観覧者導線、滞留エリアの考え方
 - (イ) 仮設物（音響、看板等）の基本的な考え方
- オ 警備・安全管理・リスク対策の方針
 - (ア) 事故防止、雑踏対策の基本方針
 - (イ) 悪天候・災害発生時の対応方針
 - (ウ) 救護体制の方針
 - (エ) 関係機関（警察・消防等）との連携に関する整理
- カ 交通規制告知の方針
 - (ア) 交通規制告知計画（迂回路対策を含む。）
 - (イ) 案内看板、横断幕及び標識等（事前告知物を含む。）の制作・設置計画
 - (ウ) 交通規制告知ポスター・リーフレットの作成・配布計画及び配布
 - (エ) 交通規制媒体告知計画
- キ 輸送・アクセス及び駐車場運営計画の方針
 - (ア) 出演者、関係者及び資材等の輸送経路・輸送方法について、会場、効率性を踏まえた計画を検討
 - (イ) 来場者のアクセス手段について、公共交通機関の利用促進を含めた動線計画を整理
 - (ウ) 来場者用駐車場の配置及び運営方法について、
 - ・利用想定人数
 - ・周辺交通への影響
 - ・運営コスト
 - ・受益者負担の考え方等を踏まえ、無料・有料それぞれのメリット・デメリットを整理した上で、合理的な運営方針案を提示すること。
- ク 概算事業費及び予算構成案
 - (ア) 実施段階で必要となる経費項目整理
 - (イ) 項目別概算費用
 - (ウ) 次段階の運營業務委託に向けた参考見積レベルの整理
- ケ 実施までの工程表作成
- (3) 成果物
 - 以下の成果品を提出すること。
 - ア 岩手県政 150 周年記念パレード基本計画書
 - ・印刷物 1 部

- ・ 電子データ（PDF 形式及び編集可能形式） 1 部

その他本業務で作成したもののうち、発注者が提出を求めるもの

(4) 留意事項

ア 受託者は、委託業務を誠実に遂行するものとし、本業務の準備あるいは実施に際して、随時、県と協議すること

イ 契約に際しては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて、仕様を変更することがあること。

4 業務提案書の構成

参加者は、下記の提案項目について必要な書類を作成し、提案すること。

(1) 上記「3 本業務の仕様に関する事項」に定める業務の内容に係る提案

(2) 本業務の実施に要する費用を明らかにした費用積算内訳書

※ 費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の 100 分の 110 に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

(3) 会社の概要書（名称、所在地、代表者氏名、主な実績）

(4) 事業全体の実施スケジュール、実施体制

5 業務提案書の書式等

(1) 企画提案書は、やむを得ないものを除き、原則、縦 A 4 判左綴じ又は横 A 4 判上綴じにまとめることとし、6 部提出すること。

(2) 提出する業務提案は各者 1 案までとする。

(3) 提案書提出後の追加、修正は原則認めない。

(4) 提案書等の作成・提出に係る費用は選定結果に関わらず提案者の負担とする。
また、提出した企画提案書等については返却しない。

6 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」①により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」②により受託者から委託を受けた者で本

業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年 12 月 22 日岩手県条例第 63 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

(7) その他

この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。